

留意事項

- 1 この証明書は、都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する「農業者用住宅」又は「農業用倉庫」に係る「都市計画法施行規則第 60 条に規定する証明申請書」（管轄の土木事務所等に提出）に添付してください。
- 2 この証明書の交付にあたっては、「願出者」が、過去 1 年以上継続して営農しており、かつ将来にわたって農業を営むと認められることが必要です。
- 3 「耕作者」とは、農地の使用収益権に基づき耕作している者をいい、「願出者」と同一人であることが必要です。

なお、「農地の使用収益権に基づき耕作している者」には、当該使用収益権に基づき耕作を行っている世帯員（住居及び生計を一にする親族）を含むが、「農業者用住宅」の建築により、当該使用収益権を有する者と別世帯となる予定の者は含まない。
- 4 「証明事項」は、市街化調整区域内での農業に関するものに限りします。
- 5 「農地所有適格法人の従事者である場合」は、当該証明事項を明らかにできる書類等により、当該地区の農業委員会で証明を受けてください。
- 6 「耕作規模が 1,000 ㎡以上の場合」で、願出者の耕作土地の筆数が多い場合は、面積の大きい 3 筆について 1 筆毎に所定の事項を記入し、他は合筆して記入してください。
- 7 「耕作規模が 1,000 ㎡未満の集約農業の場合」又は「畜産等の場合」は、「税務署又は市町長が発行する願出者の前年の農業所得証明書」を添付してください。